

[課題]

次の問題について、テキストの該当箇所の内容にしたがって説明し、それに対する自分の考えを述べなさい。(全問必答)

①現代の日本において親 - 成人子関係はどう変化しているか。また、その背景としていかなる社会的状況が影響しているだろうか。[テキスト：第7章「親 - 成人子関係のゆくえ」]

②「親密性」や「親密圏」といった考え方は、家族のあり方にどのような影響を及ぼし得るであろうか。[テキスト：第8章「個人・家族・親密性のゆくえ」]

③現代社会におけるグローバル化の進行や、性のあり方の多様性を積極的に認めていこうとする動きは、家族のあり方にどのような変化や新たな課題をもたらしているだろうか。(グローバル化の問題と性のあり方の多様性をめぐる問題の両方を取り上げても、いずれかひとつにテーマをしばっても可。)[テキスト：第8章「個人・家族・親密性のゆくえ」]

[本文]

①

従来社会では、子どもが成長し経済的資源が増えるにつれて、親子は互いに相手の資源に依存しなくても基本的な生活ができるようになり、やがて、親が高齢になって経済的資源が縮小するにつれて、親が子に依存するようになる流れが一般的であった。しかし、現代の日本では、子どもが成人した後も資源が増えず、子が親に依存しつづけ、親が高齢になっても親子の経済的資源の逆転が起こらなくなっている。

こうした背景にはいくつかの要因が重なっている。1つの要因は産業構造の変化である。第一次産業、第二次産業の割合が減少し、第三次産業の比率が戦後一貫して上昇している。それにもなって、就業形態も変化し、常に家族が同じ場所で労働も生活も営む自営業で働く人が減り、1980年代以降、労働と生活が切り離された被雇用者が圧倒的多数となっていった。

2つ目の要因は平均寿命が戦後大幅に伸びたことである。1950-52年は男性が59.6歳、女性63.0歳だったものが、2022年には男性81.1歳、女性87.1歳と、それぞれ21.5歳、24.1歳も伸びている。つまり成人後の親子の関係が20年以上も継続されることになる。¹ また、それに反比例するように子どもの数の減少している。1950年には3.65人と多かったが、2022年には1.26人と大幅に減少している。戦後のベビーブームの頃は、一組の夫婦で4人近い子どもがおり、親よりも子どもの方が多いため、必然的に子どもの経済的自立を促す社会環境があった。しかし、一組の夫婦から一人っ子、もしくは二人が標準となったため、子どもが経済的に自立しなくても済むようになった。²

3つ目の要因は政策・制度の変化である。戦後の日本における生活保障制度は、夫である男性

が一家の大黒柱で、妻である女性が家事と育児を一手に引き受け、国家はそうした家族モデルを前提とした支援を行う「男性稼ぎ主型」を採用してきた。そのため高齢者に対する公的支援制度も、主に女性が担う介護面での支援よりも、稼ぎ主たる男性への経済的支援が重視された。

1960年代までは年金制度も不十分で、老後の経済は子ども・家族に頼らざるを得ない人が多数派であったが、公的年金が拡充された1980年代以降は、自分たち夫婦や国・社会に頼るといふ人が圧倒的多数派となった。つまり、子世代が親を経済的に扶養する役割から解放されるだけでなく、経済的ゆとりを手にした高齢世代が年金によって成人した子を経済的に支援することが可能となり、成人した子が親の経済に依存しつづけることが可能な環境が生まれることとなった。ただし、厚生年金や共済年金は性別役割分業に基づいて設計されており、専業主婦は加入の義務がなく、夫の定年後も、妻は夫がもらう年金に依存し続けるという枠組みは現在も変わっていない。

一方で、介護は家族に責任とされたため、経済的支援よりも大幅に遅れ、1990年代になってはじめて一般の人が利用できる公的介護サービスが開始されることとなった。しかし、その後も公的サービスは、あくまで家族介護を補助するものと位置付けられている。したがって、1990年代以降も、介護を主に頼る人として、男性は妻をあげる人が圧倒的に多数派であり、女性も近親者をあげる人が6～7割を占め、専門家に頼る人は3割前後にとどまっている。年金制度とは異なり、子世代は親を介護する役割からまだ解放されていない。

しかし、1990年代頃から男性稼ぎ主型の生活保障システムに綻びが見られるようになった。1990年代から始まった長期不況による労働コストの削減である。しかし、すでに雇用されている中高年の正規雇用者の首を切ることは難しい。そこで、新規採用において若年の正規採用を減らし、代わりに派遣労働などの非正規採用を増やした。ちょうど団塊ジュニアの世代（1971年～1974生まれ）の就職期を直撃した。

その結果、雇用・年金を通じて男性の経済面を支え、それによって家族の生活保障を行う「男性稼ぎ主型」の仕組みは、中高年に対しては維持される一方で、若い成人に対しては就職の段階から破綻することとなり、年齢層による格差が広がることとなった。

このような社会背景の結果、特に1990年代のバブル不況と政策・制度の変化により、団塊世代—団塊ジュニア世代以降、子どもが非正規雇用のまま自立できず、一方正規雇用の親は高齢になっても高い年収を維持したため、親子の経済的資源の逆転が起こらず、子が親に依存する関係が継続することとなった。「姥捨山」といった諺が死語になり、「パラサイトシングル」や「子ども部屋おじさん」といった俗語が誕生するのも1990年代以降である。特に1990年代半ばから2000年代前半にかけての就職氷河期世代（団塊ジュニア）は、年齢層による格差をひしひしと実感している。団塊世代が往生を迎え、現在50歳前後の世代が定年を迎えるこれからの10数年は社会保障にとって大きな転換点となる。年金制度が破綻し、介護分野の人手不足が続き、子が親に依存し続ける関係の全てが崩壊していくことが予想される。

②

ドイツの社会学者のユルゲン・ハーバーマスは、だれであれ自由に意見を交換するカフェやサロンを「公共圏」と呼び、民主主義の発達の重要な場として定義した。現在では広く市民社会を支える基盤という意味で用いられる。³ 一方、親密圏は公共圏に対する対義語であり、ギデンズは「性的・感情的な平等性に基づく関係性」と定義している。

1970年代以降、西・北ヨーロッパやアメリカでは、同棲や婚外出生、離婚が増加する一方で、オイルショックや産業構造の転換、長引く経済不況により、仕事を継続する女性が増加した。こうした家族形成に関わる変化とジェンダー不平等の是正が相互に関連し合いながら同時に進行していったが、それとともに結婚や家族、性愛に寄せる人々の期待や規範が大きく変化した。ギデンズはそうした変化について、愛情を中心とした感情を頻繁にやり取りする親密性が重視されるようになったためと分析している。

1970年代以降の欧米で生じた家族形成の変化は、情緒的な親密性がいっそう重視されることで、経済的資源とケア資源の交換といった男女性別役割分業に基づくカップルの結びつきが弱体化していった。ギデンズは、こうした親密性の変化をもたらした要因として、仕事を継続する女性の増加によって女性の経済力が増し、カップル間の権力関係が平等な方向に向かったことを挙げている。つまり、家族やカップルの関係に公共性が入りこんできたのである。

これに対し、日本社会では性別役割分業が根強く残り、公共圏と親密圏は相反する概念となっている。

早稲田大学の齋藤純一は、日本における親密圏を次のように定義する。⁴

公共圏が人々の間にある共通の問題への関心によって成り立っているのに対して、親密圏は、具体的な他者の生／生命への配慮・関心によって形成・維持される場と関係性ということが前提にされる。親密圏での気づかい関係には、気づかう・気づかわれる関係の非対等性や、人間の成育から老いと死までの、人間のライフサイクルにおいての、世代交代のかかわる時間軸と人間関係の強弱が不可避的に関わってくる。

1970年代以降の欧米の家族モデルでは性的関係を伴う愛情を中心とした関係と平等性が重視されたのに対し、日本の家族モデルは1970年代以降も、気づかい・気づかわれる非対等な夫婦関係や親子関係、兄弟・姉妹関係が重視され、共同性に依拠したケア中心の関係性が重視されてきた。

欧米における親密性は性的愛情関係をベースにしたもので、その関係性は夫婦双方にとって主体的なものである。そのため、ケアや経済的援助などの福祉の提供が必要となった場合には、自らの意志として提供する。また、国家は近代以降、承認・保護の対象としてきた「一対一の異性愛の性関係に基づく性別役割分業型の家族」とは異なる、LGBTQやシングル家族などに対しても新たに承認・保護するように変化している。

これに対して、日本や韓国では、欧米と比べて、親密圏の中で親や兄弟が占める位置が大きく、性関係が占める位置は小さい。そのため夫婦の関係性は受動的なものとなる。したがって、親密圏に含まれるメンバーが援助を必要とするようになったときに行う福祉の提供も義務的なものとならざるを得ない。いまだに経済的資源とケア資源の交換という家族における共同性が重視される日本や韓国では、欧米で進む移民同士の結婚やLGBTQの人々の存在の承認といったことは遅々として進まない。

韓国と日本ではともに未婚化、晩婚化が増加している。雇用や給料が安定せず、妻子を経済的に養うことができないと結婚に二の足を踏む男性や、結婚して家族に入ると夫や義父母、子どもの世話に追われ、自分の時間が無くなってしまうと危惧する女性が増えている。そうした結婚できない男性、結婚しない女性が増えている背景には、家族の持つ「共同性」を重視する日本や韓国の社会に対する不安や不満が垣間見える。

③

LGBTQという言葉は、Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queer/Questioning（自身の性的指向や性同一性に疑問を抱く人）の頭文字をとったもので、性的マイノリティを総称する言葉である。⁵ LGBT総合研究所の調査によると、国内でLGBTQに該当する人は8.0%であり、約12人か13人1人の割合で、左利きの人や血液型がAB型の人と同じような出現率で性的マイノリティは存在している。⁶ 日本は歴史的に性的指向や性同一性の多様なあり方に寛容な国であった。しかし、明治維新以降、西洋化の流れと共に、キリスト教に根付いた価値観が是とされてきたことや、高度経済成長の中で性的役割分業体制が明確化したことなどから、少しずつ性的マイノリティに対するタブー視が強まっていった。⁷

しかし、欧米では1970年代以降、大きな変化が起きた。当事者による社会運動が活発化した一方で、オイルショックを契機として1970年代半ばから性別役割分業が揺らぎ始めた。こうした社会変化は同性愛に基づく親密な関係性や異性愛以外の様々な性的指向性や多様な性的アイデンティティにも社会的・公的な承認が与えられるようになった。

1990年、WHOはそれまで同性愛を性交渉の有無を問わず精神疾患の一つだとしてきたが、自身の性的指向・性同一性に違和感を強く覚える患者に対して処置を施すことができるものと変更している。2001年には世界で初めてオランダが同性婚を認めるなど、21世紀に入り、長く差別と偏見に晒されてきたLGBTや性的マイノリティは急速に人権を擁護されることになった。戦後、同性愛者を中心とした権利運動が盛んであったアメリカでも、2015年に連邦最高裁判所は同性間での結婚の権利を憲法上で認める判断を下している。⁸

日本でも異性愛に基づく夫婦のみを前提とした社会制度の模索が始まっている。2015年に東京の渋谷区と世田谷区で同性カップルを自治体が証明したり、宣誓を受け付けたりできるようになった。それ以降、日本全体で、デンマークやオランダ、アメリカなどを参考に、異性愛以外の婚姻を制度化する方向で、当事者による社会運動が展開されている。

また、国家が家族に対して社会保障を提供する基準として、婚姻関係でなく親子関係、つまりケアする者とケアされる者の関係性に変更していくという議論も進んでいる。この議論において、親子関係には性的指向や性同一性も関係なく、単純に誰がケアの担い手なのかに着目している点を留意しておきたい。

さらに、異性愛関係に基づいた婚姻関係や性別役割分業に基づいた家族の関係性に対する国家の承認を最小限にすることによって、国家権力による家族へ干渉や親密な関係性を自由に個人が選択できる可能性を担保する方向の議論も始まっている。

現在、共働き世帯が増加したため、人事院が、国家公務員に支給する「扶養手当」のうち、配偶者分を廃止する方向で検討が進んでいる。つまり、稼ぎ主である男性を経済的に支援する手当を廃止するということであり、性別役割分業に基づいた家族の関係性に対する国家の承認を減らすという考え方に基づくものである。こうした流れに沿うならば、「近代家族」をモデルとした国家の承認や支援そのものを廃止する方向で、じっくりと国民的議論を重ねることが求められる。

文字数：① 2,100 字 ② 1,614 字 ③ 1,438 字

<使用テキスト>

岩間暁子・大和礼子・田間泰子『問いからはじめる家族社会学:多様化する家族の包摂に向けて』有斐閣, 2015

<引用・参考文献>

-
- ¹ 厚生労働省「令和4年簡易生命表の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life22/dl/life22-02.pdf> (2024年5月11日参照)
 - ² 厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei22/index.html> (2024年5月11日参照)
 - ³ 毛利嘉孝『はじめてのDIY』, ブルース・インターアクションズ, 2008, pp.153 参考
 - ⁴ 金井淑子「家族・親密圏・根拠地—親密圏の脱・暴力化と「自己領域」『性／愛の哲学』(岩波講座 哲学 12), 2009, 岩波書店, pp.147
 - ⁵ 森永貴彦『LGBTを知る』(日経文庫 1389), 日本経済新聞社, 2018, pp.18-20 参考
 - ⁶ 同, pp.27-28 参考
 - ⁷ 同, pp.37-38 参考
 - ⁸ 同, pp.47 参考